

議案第13号

渋川市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月27日提出

渋川市長 星 名 建 市

渋川市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

渋川市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年渋川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「規程」の次に「及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程その他の規程」を加える。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（添付書面等の省略）

第7条 市の機関は、申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないこととすることができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

行政手続の効率化を図るため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例等 市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程その他の規程を含む。以下同じ。）をいう。</p> <p>(2) ～ (10) (略)</p> <p><u>(添付書面等の省略)</u> 第7条 市の機関は、申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないこととすることができる。</p> <p>(手続等に係る情報システムの整備等) 第8条 (略)</p> <p>(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表) 第9条 (略)</p> <p>(委任) 第10条 (略)</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例等 市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程_____を _____を含む。以下同じ。）をいう。</p> <p>(2) ～ (10) (略)</p> <p>(手続等に係る情報システムの整備等) 第7条 (略)</p> <p>(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表) 第8条 (略)</p> <p>(委任) 第9条 (略)</p>